

CRM-03：身体的拘束の実施率

1. 計測の意義

身体的拘束は、制限の程度が強く、また、二次的な身体的障害を生ぜしめる可能性もあるため、代替方法が見出されるまでの間のやむを得ない処置として行われる行動の制限であり、できる限り早期に他の方法に切り替えるよう努めなければならないものとされています。施設や医療機関などで、患者を、「治療の妨げになる行動がある」、あるいは「事故の危険性がある」という理由で、安易にひもや抑制帯、ミトンなどの道具を使用して、患者をベッドや車椅子に縛る等の身体的拘束は慎むべきものです。

CRM-03：身体的拘束の実施率

2. 集計期間・提出期限

集計期間	提出期限(予定)
25年10月1日～12月31日 26年 1月1日～ 3月31日	7月31日(金)*
26年 4月1日～ 5月31日	10月30日(金)

* 7月31日までにご提出が難しい場合は、10月30日までにとまとめてご提出ください。

今年度は、26年6月1日～9月30日までの計測は不要です。

(診療報酬改定の影響をふまえ、今年度は改定前の定義・手順で運用するため、集計期間を調整しています)

CRM-03：身体的拘束の実施率

3. 指標定義・使用データ（サーベイランス）

<定義・計算式>

$$\text{計測値(\%)} = \frac{\text{分母のうち、身体的拘束日数の総和}}{\text{入院患者延べ数}} \times 100$$

<使用するデータ>

DPC様式1	DPC様式3	入院EF統合 ファイル	外来EF統合 ファイル	サーベイランス	その他
				○	

- ・入院患者延べ数がわかるデータ・資料（入退院記録など）
- ・身体的拘束の情報が記載されたデータ・資料

CRM-03：身体的拘束の実施率

4. 計測手順（サーベイランス）

1) 分母

手順	使用データ	作業
1	入退院記録など	集計期間中における入院患者延べ数を分母とする。

2) 分子

手順	使用データ	作業
1	身体的拘束日数*1 の情報が記載され たデータ	分母のうち、身体的拘束日数*1の総和を分子とする。

*1 同一日に複数回の身体的拘束及び解除が繰り返されても、1日として日数単位で記入すること。

CRM-03：身体的拘束の実施率

4. 計測手順（補足）

1) 分母「入院患者延べ数」の算出上の留意点

- 「入院患者延べ数」は、計測期間中の各日における「24時現在での入院患者数＋退院患者数」を合計した数になります。したがって1人の患者が5日間入院したら、「5人日」となります。
- 日帰り入院の患者は入院日の24時には在院していませんが、当日の退院患者に含まれるので、特に除外要件の記載がなければ、「1」とカウントします。
- 外泊の場合も分母の「入院患者延べ数」に含めます。

2) 分子「身体的拘束日数の総和」の算出上の留意点

- 身体的拘束とは、抑制帯等、患者の身体又は衣服に触れる何らかの用具を使用して、一時的に当該患者の身体を拘束し、その運動を抑制する行動の制限を指します。

[参考：2025年度「DPCの評価・検証等に係る調査（退院患者調査）」実施説明資料より引用]

Q：身体的拘束は具体的にどのような行為か。

A：身体的拘束は、抑制帯等、患者の身体又は衣服に触れる何らかの用具を使用して、一時的に当該患者の身体を拘束し、その運動を抑制する行動の制限であり、車いすやいす、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る等はすべて該当する。ただし、移動時等に、安全確保のために短時間固定ベルト等を使用する場合には、使用している間、常に、職員が介助等のため、当該患者の側に付き添っている場合に限り、該当しないものとして取り扱うこと。

CRM-03：身体的拘束の実施率

5. よくある質問(FAQ)：DPCデータ以外で計測する場合

最新の「よくある質問(FAQ)」は、オフィシャルサイト(https://jq-qiconf.jcqhc.or.jp/event/kashika_project_2026/)にて随時更新・掲載します。指標ごとのFAQに加え、全指標共通のFAQも掲載していますので、あわせてご参照ください。

管理番号	質問(Q)		回答(A)	更新日
TN250915	分母	対象患者は精神科や小児病棟、NICUの入院患者も含まれますか。	はい。サーベイランスデータを用いる場合は、原則としてすべての入院患者が対象です。したがって、精神科、小児病棟、NICUの入院患者も対象に含めます。院内基準により計測手順書と異なる範囲で集計する場合は、計測ワークシートで「手順書以外の方法で計測した」を選択し、具体的な対応状況を記載してください。	26.06.03
TN260055	分母	対象患者は保険診療の対象とならない新生児も含まれますか。	はい。サーベイランスデータを用いる場合は、原則としてすべての入院患者が対象です。したがって、保険診療の対象とならない新生児も対象に含めます。院内基準により計測手順書と異なる範囲で集計する場合は、計測ワークシートで「手順書以外の方法で計測した」を選択し、具体的な対応状況を記載してください。	26.06.03
TN250948	分子	身体的拘束にあたる行為の一覧表はありますか。また、センサー類、4点柵、ベビーコットなどは身体的拘束に該当しますか。	該当行為を網羅した一覧表は作成していません。本プロジェクトでは、身体的拘束の定義を診療報酬制度およびDPC退院患者調査の定義に準拠して扱います。すなわち、抑制帯等、患者の身体または衣服に触れる何らかの器具を使用して、一時的に当該患者の身体を拘束し、その運動を抑制する行動の制限を指します。個別の器具や場面が身体的拘束に該当するかは、当該定義および院内基準に照らしてご判断ください。	26.05.22

CRM-03：身体的拘束の実施率

6. 参照値 (25年度可視化プロジェクト計測結果：24年10月-25年9月・サーベイランス)

	全施設	200床未満	200床～399床	400床～599床	600床以上
施設数	289	99	84	63	43
平均値	8.43	7.66	9.82	9.11	6.49
最大値	42.69	34.87	42.69	41.20	18.53
75 th -センチル	11.21	11.27	13.48	11.87	8.90
中央値	6.55	5.76	7.75	7.51	6.27
25 th -センチル	3.00	1.82	3.72	3.60	3.02
最小値	0.00	0.00	0.00	0.27	0.06

CRM-03：身体的拘束の実施率

7. 参考資料

- 2025年度DPCの評価・検証等に係る調査（退院患者調査）実施説明資料
https://www.mhlw.go.jp/content/12404000/setumei_20250530.pdf#page=68